

台湾において OI モデル契 約書 ver2.0 秘密保持契約 書（新素材編、AI 編）を 活用するに際しての留意点



理律法律事務所
Lee and Li, Attorneys-at-Law

パートナー 弁護士 朱百強	弁理士 (台湾) 田代俊明	弁護士 陳美樺
---------------------	---------------------	------------

理律法律事務所は、弁護士約 206 名を有する台湾では最大の法律事務所であるが、同時に弁理士 133 名を有し、特許事務所としても台湾で最大規模である。特許、意匠、商標等の出願から紛争解決まで広く扱う。朱は、日本業務部の法務部門の責任者で、長年日本の依頼者の案件を扱う。田代は、日本の弁護士資格（2000 年登録）の他、台湾弁理士の資格を有する。陳は、企業コンプライアンス対策について豊富な経験がある。

【概要】

台湾においては、秘密保持契約に規定すべき内容自体は、日本と大きく異なるわけではないが、契約者同士の間で認識に齟齬がある場合に協議で解決できると期待すべきではなく、相手方に遵守させたいことは明確に秘密保持契約書に規定しておくことが重要である。さらにまた、秘密保持契約書に違反があっても、訴訟等法的手続による解決は容易ではないことが予想されるので、開示する範囲も慎重に検討すべきである。

【詳細及び留意点】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイト¹において、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種の OI モデル契約書を公開している。

本稿は、日本国特許庁が公開している OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材編、AI 編）を、日本企業と台湾企業の間で、活用する際の留意点をまとめたものである。

¹ <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

1. 秘密保持契約書について

台湾においても、秘密保持契約書を締結したり、契約書中に秘密保持条項を入れたりすることは非常に一般的である。また、内容についても、日本においてよく見られる秘密保持契約書と大きな差異はない。ただ、台湾では、損害の立証の困難さを考慮して、秘密保持契約書ではもちろんのこと、秘密保持条項についても違約金の条項を加えることが一般的である。

一方で、台湾では、契約上、秘密保持義務を負わせても、漏洩してしまうリスクが低いという声もある。秘密保持契約を締結する際には、秘密保持契約の必要性および限界の双方を理解することが重要である。

また、台湾企業との契約も含め、クロスボーダーの契約では、「暗黙の了解」に依存することは極めてリスクが高い。相手方に義務を負わせたい内容は、明確に契約書に規定することが重要となる。

2. 秘密保持義務違反を証明できるのか。

契約を締結する際、通常、双方の当事者が契約書を遵守する意図があることを前提とする。しかし、実際には、契約書の規定を気にしない経営者もおり、相手方が契約書を遵守するということを前提に、リスクを評価することは危険である。

そして、特に金銭の不払や、商品の納入遅延等と異なり、秘密保持義務違反の場合は、義務違反が相手方には容易にはわからない。そのため、「秘密保持義務違反を証明できるか」という問題が生じる。

例えば、契約の相手方の従業員が、第三国の知人に秘密情報を話し、さらにその知人が、別の国の会社に秘密情報を開示したとしよう。そして、その会社が、開示された秘密情報を用いて第三国で特許を出願した場合、秘密保持義務違反を証明できるであろうか。内容にもよるが、一般論としては簡単ではないだろう。

この点は、日本国内における企業間の契約でも問題になりうるが、外国企業との契約では、証明の難易度がより高くなる可能性がある。そのため、特に重要な秘密を開示する場合には、まずは、契約の相手方が本当に信頼できる会社であるのか、開示すべき範囲を限定できないか等を慎重に検討する必要がある。

3. 相手方が契約を遵守できる体制にあるのか

さらに、相手方が、契約を遵守できる体制にあるのかも重要である。例えば、秘密の対象となる情報が、相手方の従業員なら誰でもアクセスできる状況で保管されている場合、従業員による外部のメールアドレスへのメール送付について会社がモニターしていない場合などは、経営者が知らないところで情報が漏洩してしまう可能性が十分ある。契約書の文言をいかに工夫しても、相手方が契約を遵守できる体制になれば、その意味は乏しい。

特に、海外の会社の場合、相手方が契約を遵守できる体制にあるのかの判断が難しいことがある。

なお、台湾には、TIPS (Taiwan Intellectual Property Management System) という知的財産管理認証制度がある (<https://www.tips.org.tw/home>)。この認証を受けた会社は、公表されている (<https://www.tips.org.tw/body?sn=BGCD>)。この認証のみでリスクを評価することができるわけではないが、参考とすることができるだろう。

4. 相手方の会社の従業員の競業他者への転職制限を設けることができるか

相手方の担当者が、競合他社に転職するリスクも、台湾では常に考慮しておく必要がある。

台湾においては、「終身雇用」が原則であるということではなく、むしろ一定のキャリアを積んだ後に、そのキャリアを用いて他社に転職することが非常に多い。転職の際は、経験が重視されることから、競合他社に転職することも十分あり得る。そのため、秘密保持契約を締結し、秘密を開示した後に、担当者が競合他社に転職してしまうということもありえる。

それでは、秘密保持契約において、契約の相手方に、従業員との間で「競業他社への転職禁止」を約定するよう要求することはできるであろうか。「競業他社への転職禁止」については、労働基準法において制限されており、一定の条件を満たす場合にしか退職後の競業他社への転職禁止を約定することができない。また、期間も最大限で二年である（労働基準法第9条の1）。

台湾労働基準法 第9条の1

1. 以下の要件が満たされない場合、雇用主は従業員と、雇用後の競業禁止協定を結んではならない。
 - ① 雇用主には、保護されるべき正当な営業上の利益があること。
 - ② 従業員が就いている地位または職務が、雇用主の営業秘密に接したりまたは使用したりする可能性があること。
 - ③ 競業の禁止の期間、地域、職業活動の範囲、就業対象が合理的な限度を超えないこと。
 - ④ 雇用主は、競業禁止義務により従業員が被った損失に対し、合理的な補償を行うこと。
2. 前項第④号に規定する合理的な補償には、従業員が業務上受ける対価は含まれない。
3. 第1項の規定に違反した場合、契約は無効とされる。
4. 離職後の競業禁止期間は、最長で2年を超えてはならず、これを超える場合は、2年に短縮される。

注) 項番号は、協力者追記

したがって、秘密保持契約書によって、相手方の担当者が競合他社へ転職することを、完全に禁止することはできないので、相手方の担当者が競業他社に転職してしまうリスクも常に考慮する必要がある。

5. 営業秘密法について

台湾には、営業秘密法という法律があり、一定の要件を満たした営業秘密は、保護される。営業秘密法第2条の営業秘密の定義は、以下のとおりである。

台湾営業秘密法 第2条

本法において営業秘密とは、方法、技術、製造過程、調合、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に符合するものをいう。

- ①. 一般的に当該情報に関わる人の知るところではないもの。
- ②. その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの。
- ③. 所有者が既に合理的な秘密保護措置を採っているもの。

営業秘密法では、①正当性のない営業秘密の使用、漏洩等についての民事損害賠償責任（第10条、第12条）、②自己又は第三者の不法な利益を図る意図、又は営業秘密の所有者に損害を与える意図による、授權の範囲外の営業秘密の使用、漏洩等についての刑事責任等が規定されている（第13条の1等）。また、民事損害賠償責任については、損害立証の軽減規定（第13条1項）、いわゆる「懲罰的損害賠償」の規定がある（第13条2項）。

営業秘密法による保護が認められれば、様々なメリットがあるので、営業秘密法上の「営業秘密」に該当するような形で営業秘密を管理することが重要となる。また、いつどのように情報を開示したのかについても、明確に証拠を残しておくことが望ましい。

台湾営業秘密法 第10条

1. 次の状況の一つに該当するものは、営業秘密の侵害となる。
 - ① 不正な手段により営業秘密を取得する行為。
 - ② それが前号に該当する営業秘密であることを知って又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為。
 - ③ 営業秘密を取得した後に、それが第①号の（不正な手段により取得した）営業秘密であることを知って又は重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為。
 - ④ 法律行為によって取得した営業秘密を、不正な手段で使用又は漏洩する行為。
 - ⑤ 法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は理由なく漏洩する行為。
2. 前項の不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、無断で複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他類似の手段をいう。

第 12 条

1. 故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。
2. 前項の損害賠償請求権は、請求権者がその行為及び賠償義務を負う者の存在を知った時点から 2 年間行使しない場合は、消滅する。その行為の開始から 10 年を経過した場合も同様とする。

第 13 条

1. 前条に従って損害賠償を請求する際、被害者は、次のいずれかの号の規定を選択し、請求することができる。
 - ① 民法第 216 条の規定によって請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の使用した際に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。
 - ② 侵害者が当該侵害行為によって得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、その侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。
2. 前項の規定により、侵害行為が故意による場合、法院は被害者の請求によって、侵害状況により、損害額以上の賠償を斟酌し決定することができる。但し、その額は、既に証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。

第 13 条の 1

1. 自己又は第三者の不法な利益を意図し、又は営業秘密所有者の利益を損ない、下記の状況の一つに該当する場合は 5 年以下の有期懲役又は拘留に処し、100 万台湾元以上 1 千万台湾元以下の罰金を併科することができる。
 - ① 窃取、横領、詐術、脅迫、無断複製又はその他の不正な方法により営業秘密を取得し、又は取得した後に使用、漏洩した場合。

- ② 営業秘密を知り又は保有し、許諾されることなく又は許諾範囲を超えて当該営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合。
 - ③ 営業秘密を保有し、営業秘密所有者によって削除、廃棄するよう告知された後、当該営業秘密を削除、廃棄しなかった又は隠蔽した場合。
 - ④ 他人が知っている又は保有している営業秘密に前三号（第③号）に規定される状況があることを知っていながら、取得、使用又は漏洩した場合。
2. 前項の未遂犯は、これを罰する。
 3. 罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の3倍の範囲内で酌量加重することができる。

注) 項番号、() は、協力者注釈追記

6. OIモデル契約書の個別の条項について(1)・・・新素材編

(1) 準拠法及び管轄(OIモデル契約書第11条、第12条)

台湾法においても、準拠法と裁判管轄が一致する必要はない。例えば、日本法を準拠法とし、台湾の台北地方裁判所を管轄地とすることも、理論的には可能である。しかし、この場合、裁判に時間および費用がかかることになるため、準拠法と管轄を一致させるのが一般的である。以下においても、準拠法と管轄を一致させることを前提に説明する。

日本企業が台湾企業と契約を締結する場合、日本法・日本の裁判所の管轄と、台湾法・台湾の裁判所の管轄のどちらが有利であるかは、状況による。日本企業にとってのそれぞれの方法のメリットは、以下のとおりである。

①日本法を準拠法・日本の裁判所を管轄地とする場合のメリット

- 相手方が訴訟を提起する場合、一般的には日本の弁護士を雇うことが必要となると考えられるので、訴訟提起のハードルが上がる。

※台湾では、紛争が生じた場合に、「訴訟は最後の手段」という考えではなく、むしろ容易に訴訟になるので、台湾法を準拠法・台湾の裁判所を

管轄地とした場合、協議開始前にいきなり訴訟を提起されるリスクが高まる。

- ▶ 相手方から訴訟を提起された場合でも、日本企業にとって対応が比較的容易である。

②台湾法を準拠法・台湾の裁判所を管轄地とする場合のメリット

- ▶ 日本企業が、台湾企業に対して台湾で訴訟を提起する場合、国際的な訴状の送達は必要ないので、訴状の送達が容易である。

※日本で台湾企業に対して訴訟を提起する場合、日本の裁判所から台湾企業に対して、国際的な訴状の送達が必要となる可能性がある。

- ▶ 台湾の裁判所の判決であれば、台湾での執行は比較的容易である。

※日本の裁判所の確定判決の台湾での執行は可能であると考えられるが、時間および費用がかかると予想される。

台湾法を準拠法、台湾の裁判所を管轄地とする場合には、モデル契約書の第 11 条、第 12 条を、以下のように修正することが考えられる。

契約書条文記載例

第 11 条（準拠法）

本契約に関する紛争については、中華民国法を準拠法とする。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、台北地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（2）仲裁（OI モデル契約書第 12 条（変更オプション条項 2））

仲裁の方が、早期に紛争を解決できることが期待でき、また、台湾においては、仲裁も広く用いられている。そこで、仲裁条項を規定することも一案である。

① 仲裁する場合の文言

中華民国仲裁協会での仲裁をする場合の条項は、以下のとおりである（準拠法については、（1）と同じ）。

本契約に関連し、またはそれに起因する紛争、争議、相違もしくは請求について、または契約の違反、終了もしくは無効性については、中華民国仲裁協会によって中華民国仲裁法および中華民国仲裁協会の仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁の場所は、台北、台湾とする。仲裁の言語は_____とする。仲裁判決は、最終的かつ拘束力を持つものであり、両当事者を拘束する。

（<http://www.arbitration.org.tw/model-clause.php> に掲載されている例をベースに作成・翻訳）

② 仲裁判断の執行

台湾は、ニューヨーク条約の加盟国ではないが、台湾仲裁法には、以下のような規定があり、ニューヨーク条約と類似の基準での執行が認められている。

台湾仲裁法 第 49 条

1. 当事者が外国の仲裁判決の承認を裁判所に申請した場合において、以下のいずれかの状況があるときは、裁判所は決定によりその申請を棄却しなければならない。

① 仲裁判断の承認または執行が中華民国の公共秩序または善良風俗に反する場合。

② 仲裁判断が、中華民国の法律によると、仲裁によって解決できない紛争事項に関する場合。

2. 外国の仲裁判断が、その判断が出された国または適用された仲裁法規の所属国が、中華民国の仲裁判断を承認しない場合、裁判所は決定により申請を棄却することができる。

注) 項番号、号番号は、協力者修正

(3) 協議による紛争解決 (OI モデル契約書第 13 条)

一般的に、契約をめぐる紛争予防のために重要な要素としては、例えば、①契約書の文言、②相手方との長年の信頼関係・取引関係、③商慣習（いわば、業界の常識）がある。日本国内で、長年に渡って取引をしている相手方との契約であれば、②③が紛争予防、解決に役に立つこともあろう。一方、例えば台湾企業との新規取引であれば、②はまだ存在しないし、③についても日本の商慣習や常識が台湾で通用するわけではない。もちろん、②③がなくても協議で解決できることもあるが、少なくとも契約書作成段階では、協議で解決できるのか予測が困難である。

したがって、契約書に記載されていない事項は、裁判（または仲裁）でしか解決できない可能性が十分あるという前提で、契約書の条項に不足がないかを確認すべきである。特に重要な事項について、「協議」に依存することは極めてリスクが高いので慎むべきである。

(4) 契約言語 (OI モデル契約書への追加条文)

契約言語についての条文の例は、以下のとおりである。

「本契約書は、日本語を正文とする。日本語版とその他の言語による翻訳に齟齬がある場合、日本語版を優先する。」

一般的に、複数の言語で準備された契約の場合、内容が異なっていることがしばしば見受けられる。したがって、中国語を正文とすることに同意しつつ、日本語でレビューをする場合には、中国語版と日本語版が一致しているかの確認を弁護士に依頼することが望ましい。

(5) 技術の輸入 (OIモデル契約書への追加条文)

国境を越えた技術の開示やサンプル等の送付が法令に反しないかについては、契約締結の時点ではなく、開示の時点における法令を確認する必要がある。契約書においては、少なくともどちらが確認する義務を負うのかについて、明確にしておくことが考えられる。

そこで、例えば、以下のような規定を置くことが考えられる。

「甲および乙は、本目的に関連してなされる相手方への情報の開示（サンプルの提供も含む。）が、適用法令に違反しないことを保証する。」

(6) その他の条項

どのような条項が必要であるか、またモデル契約書中の条項を修正する必要があるのかについては、以下の点を考慮して決める必要がある。

- 相手方に対して提出する秘密はどのような内容か。契約違反があった場合、どのような損害が生じると予想されるか。
- 相手方から受領する秘密はどのような内容か。
- 相手方との間で長期的な信頼関係はあるか。
- 相手方が信頼できるに足りる会社であるか否か。
- 相手方が契約違反をした場合、相手方は損害賠償をする能力があるか。
- 自社が契約違反をしてしまうリスクはどの程度あるか。契約違反をしてしまった場合、相手方にどのような損害が生じるのか。

契約書を締結する際は、以上の点も踏まえて、契約締結担当者が、一つ一つの条項について、①実際に遵守できるのか、②相手方に遵守させるべき内容について不足がないかについて、じっくりと検討することが不可欠である。特に、クロスボーダーの取引では予想外のことも多く起きるので、様々な場合をシミュレーションしながら、検討していくことが重要である。このような作業を怠った場合、「契約の文言での対応が難しいと考えられる事項の特定」が難しくなるため、そ

の結果、適切に「開示する情報の範囲」を検討することも困難となり、秘密保持契約を締結する意味が大きく減殺される。

個別の条項の変更の要否を検討する際には、開示する秘密の情報の重要性等に応じて、例えば、OIモデル契約書（秘密保持契約書）における以下の点も検討することが必要になると考えられる。

前文	「本目的」をより明確に規定する必要があるか。
第2条第2項（秘密保持の範囲）	開示対象者をより明確に特定する必要があるか。限定する必要はないか。
第2条第5項③（秘密保持の範囲）	対象を限定する必要があるか。 例 ・「等」を削除する。 ・「秘密保持義務を法律上負担する者」を削除する。 （前述の営業秘密法上の秘密保持義務も含まれると解釈すると、一般の会社の役職員もこれに該当するため）
第7条（技術検証（PoC）契約または共同研究開発契約の締結）	どのような場合に「最大限努力」という義務を果たしたことになるのか争いになる可能性がある。例えば、一方の当事者が「実質上は法的義務ではない」と解釈し、他方の当事者が法的義務と解釈するリスクもある。そして、この義務の違反は、第8条（オプション）の違約金の対象ともなっている。 このような文言は、特にクロスボーダーの取引では誤解を生じさせるリスクがある。法的義務はないという趣旨であれば、むしろその旨明確にすることも考えられる。
秘密情報の管理体制	秘密情報の管理体制について、具体的に要求する必要があるか（例えば、無関係の従業員がアクセスできないようにする、ファイルへのアクセス記録を保管する、常にパスワードで保護する、クラウドへのアップロードを制限するなど）。

通知の言語	各種通知を行う際の言語について規定することが考えられる。
-------	------------------------------

なお、相手方に対して過大な負担を課す場合、相手方から拒否されたり、契約書が形骸化したりするリスクが高くなる。したがって、上記の検討の際には、自らの利益を保護できる内容にしつつも、相手方が現実的に対応可能かも考慮する必要がある。

7. OIモデル契約書の個別の条項について（2）・・・AI編

留意事項は基本的に6. OIモデル契約書の個別の条項について（1）で述べた新素材編の場合と同様であるが、AI編において特有な点について点いくつか補足する。

① 秘密情報保護の重要性

AI編については、秘密情報を開示してしまった場合、秘密保持義務違反があったとしても、それを証明するのは容易ではない状況が生じる可能性が十分ある。しかし、これまで再三述べたとおり、契約書の文言のみで解決することは難しい。したがって、「本当に開示する必要があるのか」「開示する範囲を狭くすることができないか」も検討するべきである。

② 特許を出願すべきか否か

AI編については、特許出願が急激に増加している。特に医療関係はAI関連特許の出願件数が多くなっている。営業秘密としておくということも一つの方法であるが、先に別の企業が出願した場合、その利用が制限されてしまう可能性がある。

したがって、AI編については、特許を出願するのが合理的か、それとも営業秘密として保護するのが合理的か、常に最新の状況に配慮して検討する必要がある。

そして、特許出願すると決めた場合には、特許出願後に、守秘義務を課した上で、相手方に開示することも考えられる。

③ 個人情報保護

AI 編の第 5 条は、日本の個人情報保護法によって「個人情報等」を定義しているように見えるが、台湾のみならず、状況によっては、他国の個人情報保護に関する規制が適用される可能性がある。したがって、日本、台湾及び関係する国の個人情報保護に関する法令についても対象にすることが考えられる。

さらに、特に医療や介護が関係する AI 編の場合には、台湾の個人情報保護法第 6 条に規定する個人情報（病歴、医療、遺伝子、性生活、健康診断及び前科）が含まれる可能性がある。通常の個人情報よりも厳しい扱いが規定されているので注意が必要である。

台湾個人情報保護法第 6 条

1. 病歴、医療、遺伝子、性生活、健康診断、前科に関する個人情報は、収集、処理、利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

① 法律に明示的に規定されている場合。

② 公的機関による法的義務の履行、または公的機関以外による法的義務の履行に必要な範囲内で、事前または事後に適切な安全措置を講じた場合。

③ 対象者が自ら開示する個人情報、その他適法に開示された個人情報。

④ 公的機関や学術研究機関が、医療・保健・防犯等の目的で行う統計調査や学術調査に必要な場合であって、提供者が情報の処理を行い、または収集者が開示の方法に応じて特定の対象者を識別する手段がない場合。

⑤ 公的機関が法的義務を履行するのに支援するために必要な範囲、または公的機関以外が法的義務を履行するために必要な範囲において、事前または事後に適切な安全措置を講じた場合。

⑥ 対象者の書面による同意がある場合。ただし、収集、処理、または利用の範囲は、特定の目的に必要な範囲を超える場合、または対象者の同意のみに基づく

収集、処理または利用が法律により禁止されている場合、または同意が対象者の意思に反する場合は、この限りではない。

2. 第 8 条および第 9 条は、前項に基づく個人情報の収集、処理、または利用に準用されるものとする。第 7 条第 1 項、第 2 項および第 4 項は、前項第 6 号に基づく同意について準用するものとする。

注) 項番号は、協力者追記

いずれにせよ、契約書において相手方に対して個人情報保護関連の法令の順守を求めるとともに、自らについても、個人情報保護関連の法令に違反しないよう、留意する必要がある。

8. まとめ

以上、OI モデル契約書（秘密保持契約書）を日本企業と台湾企業の間で活用する際の留意点をまとめた。どのような文言が適切であるかは、状況により異なりうるため、特に重要な秘密を開示する場合には、必要に応じて専門家に相談した上で、契約書案を作成することを推奨する。また、秘密保持契約書で対応できることの限界を知った上で、情報を開示する範囲を決定することが重要である。

9. 営業秘密の保護について参考となるリンク

台湾知恵財産局（営業秘密についての情報）

<https://www.tipo.gov.tw/tw/np-5-1.html>（中国語）

【ソース】

・台湾営業秘密法（営業秘密法）

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0080028>（中国語）

[https://chizai.tw/test/wp-content/uploads/2021/11/20200318-営業秘密法\(2020年1月15日改正\).pdf](https://chizai.tw/test/wp-content/uploads/2021/11/20200318-営業秘密法(2020年1月15日改正).pdf)（日本語）

・台湾労働基準法（労働基準法）

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0030001&kw=労働基準法> (中国語)

- ・台湾労働基準法施行規則 (労働基準法施行細則)

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0030002&kw=労働基準法施行細則> (中国語)

- ・台湾仲裁法

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0020001> (中国語)

- ・台湾個人情報保護法 (個人資料保護法)

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=I0050021>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)